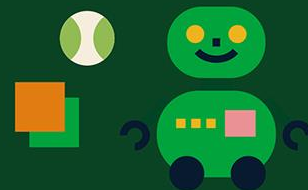


／おかえり／



# ユニバーサルな居場所の継続のための提言書

—多様な子どもを地域コミュニティで支える支援の具体とその成果の報告、  
予算継続の提案—

日本財団  
2024年2月

※本資料の全文又は一部を転載・複製する際は日本財団までご連絡ください。

## 目次

### 1. 提言のポイント

P3

### 2. ユニバーサルな居場所があることで生じた変化

P6

### 3. 変化のキーになったユニバーサルな居場所の支援内容

P18

### 4. 国の新規法定事業の動きと、自治体における予算継続のご提案

P29

# 1 . 提言のポイント

---



# 1. 提言概要

## ■ 2021年度より開始したコミュニティモデルの枠組みと100拠点以上の拡がり

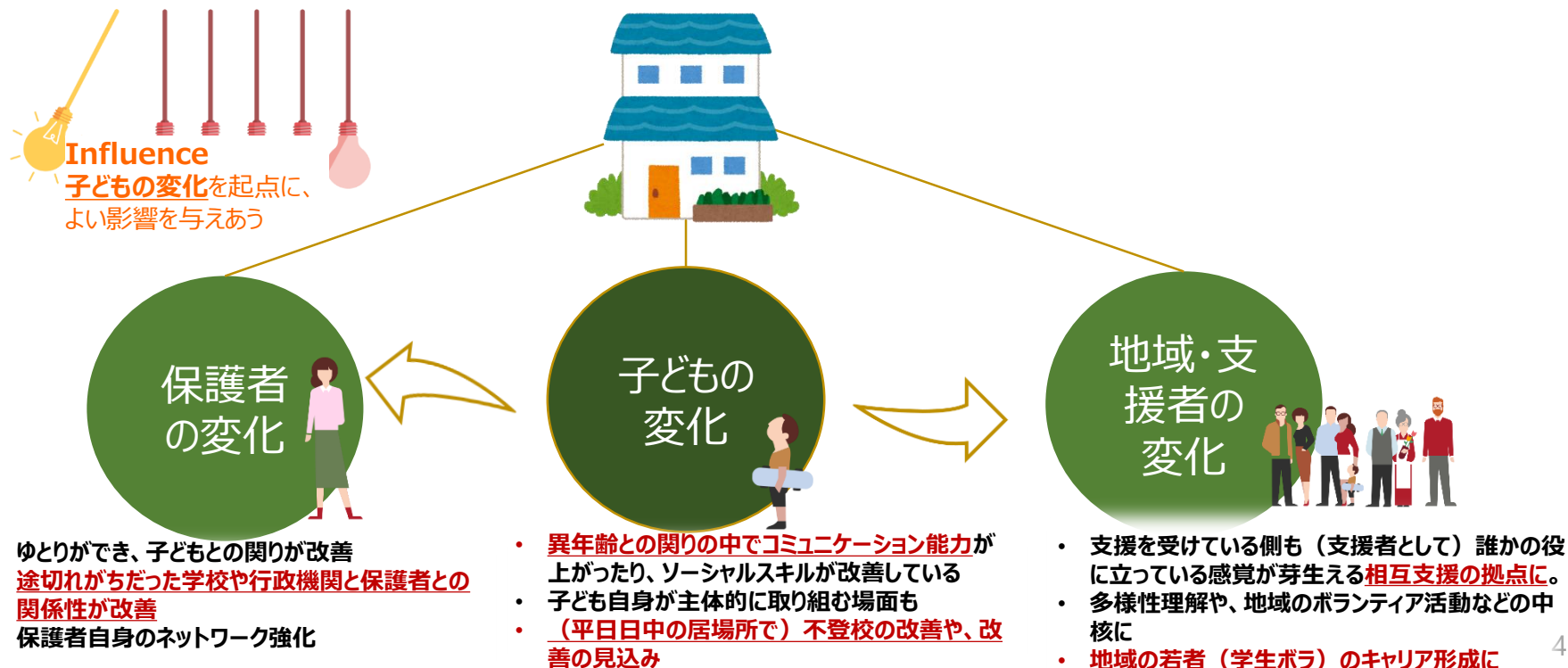
### コミュニティモデルの基本的な枠組み

- ・ 週3日以上<sup>1</sup>の運営
- ・ 小学生を主な対象としつつ未就学児～中高生も利用
- ・ 地域の子どもを広く受け入れる（ユニバーサルアプローチ）
- ・ 年間運営費720万円

## ■ インタビュー調査概要

- ・ 期間：2023年9月～10月
- ・ 対象：「子ども第三の居場所」コミュニティモデルを運営する10団体の運営責任者
  - （特非）NPOこどもサポート・みんなのおうち（熊本県大津町）
  - （特非）ふれあい福祉の会山びこへるぷ（徳島県鳴門市）
  - （特非）Creer（徳島県徳島市）、（一社）umau.（福岡県久留米市）
  - （一社）子ども村ホットステーション（東京都荒川区）
  - （特非）豊島子どもWAKUWAKUネットワーク（東京都豊島区）
  - （特非）キリンこども応援団（大阪府泉佐野市）
  - （社福）ストローム福祉会（大阪市西成区）
  - （公財）住吉隣保事業推進協会（大阪市住吉区）
  - （社福）六踏園（東京都調布市）

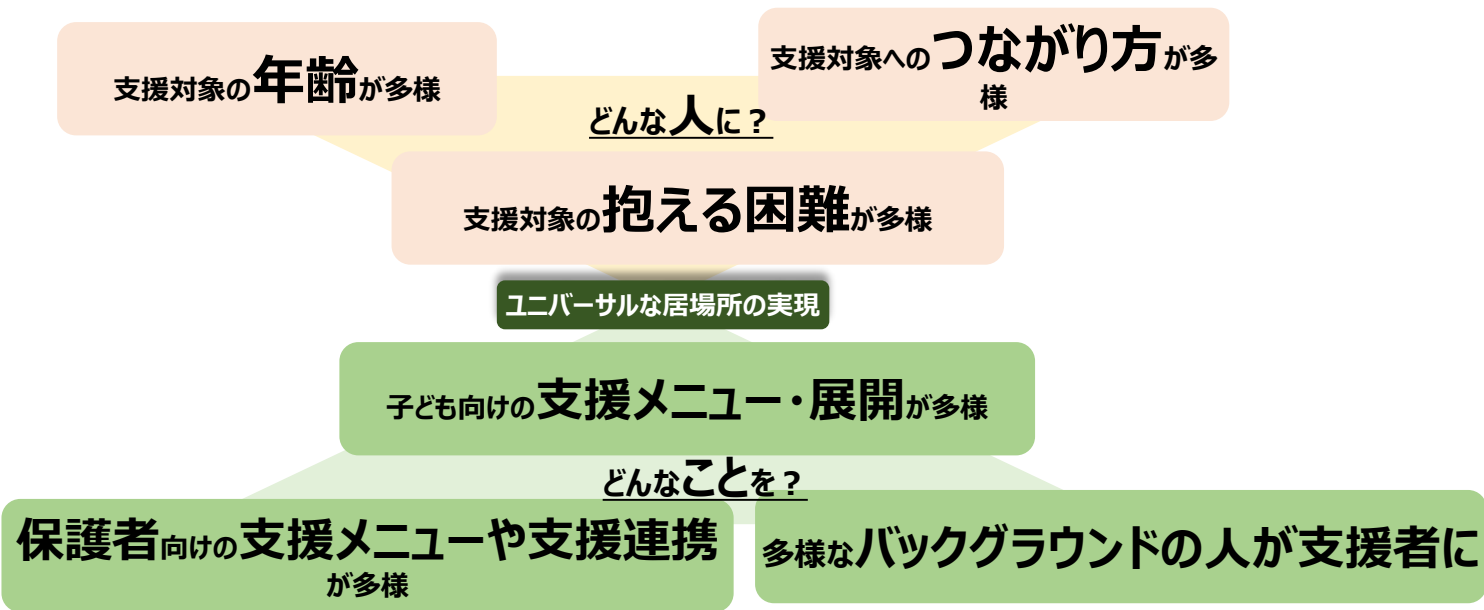
## ■ ユニバーサルな居場所があることで、生まれた変化



# 1. 提言概要

## ■ ユニバーサルな居場所の特徴的な支援のポイント

— 多様な支援対象と、その対象の多様で変化するニーズに応じた支援提供・支援連携 —



## ■ 国の新規法定事業の動きと、予算継続のお願い

児童育成支援拠点事業の開始

- ・児童福祉法に規定される法定事業
- ・市町村は利用勧奨・措置をすることが必要

**!** 児童育成支援拠点事業は2024年度より本格実施。  
実施する自治体は限られており、  
全国に広がった居場所の中には継続の危機に瀕しているところも。

その結果、  
子ども・保護者  
・地域住民が変化



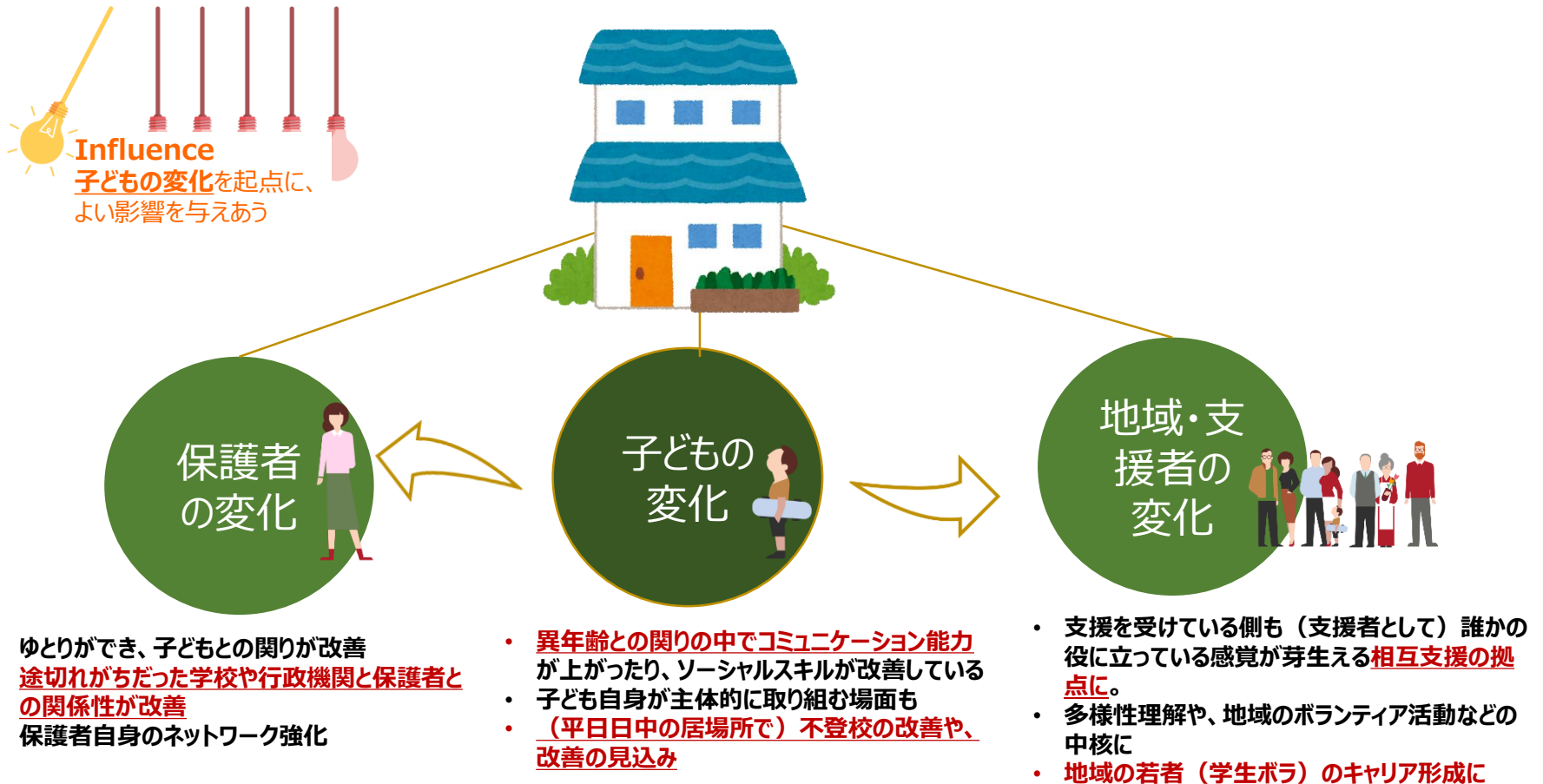
# 2 . ユニバーサルな居場所があることで 生じた変化

---



## 2. 生じた変化

### ■ ユニバーサルな居場所があることで、生まれた変化（全体像・再掲）



## 2. 生じた変化

### ■ 子どもに生じた変化の詳細



子どもの  
変化



- 異年齢との関りの中でコミュニケーション能力が上がったり、ソーシャルスキルが改善している。
- 子ども自身が自分から主体的に取り組む場面も。
- (平日日中の公的な居場所が少ない中で) 不登校の改善や、改善の見込みも。
- 調理スキル等その後の自立へのスキルが上がったり、キャリア形成のイメージが持てる

### 言葉が出なかった子が コミュニケーションを取り、進学へ

中学校のときから不登校になっていた子ども（ひとり親・生活保護受給の家庭）で、ゲームが非常に好きだったが、人との関りが難しかった。

居場所に来るようになって、生活習慣も少しずつ変わったり、少しずつコミュニケーション能力が向上し、周囲との関係も作れるように。四年制の高校に進学し登校できるように変化。

【豊島子どもWAKUWAKUネットワークインタビューより】





## 2. 生じた変化

### ■ 子どもに生じた変化



#### コミュニケーションが苦手な子が 小さい子どもと遊べるように

来た当初は、コミュニケーションが得意でなく、人に触れられるのも苦手な様子であったが、居場所の中で、今まで経験できていなかった人との触れ合いを通して、保育園児と触れ合いながら遊べるように。

【NPO子どもサポート・みんなのおうちインタビューより】



(出所) 子ども第三の居場所COCO-Zウェブサイト  
(居場所 [ouchi.or.jp](http://ouchi.or.jp))



(出所) Creer視察時写真  
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング撮影)

#### ゲーム感覚での学びを通じたマナー力の向上

日常の中で、どちらが早く挨拶できるかなど、ゲーム感覚での学びを通して、子どもたちに挨拶やマナーを指導している。これにより、子どもたちの行儀がよくなっており、目に余る振る舞いも減っている。

【Creerインタビューより】



#### 子ども主導の体験活動の延長で、 学校の校則を変えるまでに

体験活動の中で、中学生が校則をテーマにしたラジオ番組を制作。その後、ラジオ番組を制作した子どもたちが生徒会に入り、校則についての訴えを引き続き行い、最終的に校則を変えるに至った。

【キリン子ども応援団インタビューより】



(出所) NPO法人キリン子ども応援団 活動紹介

## 2. 生じた変化

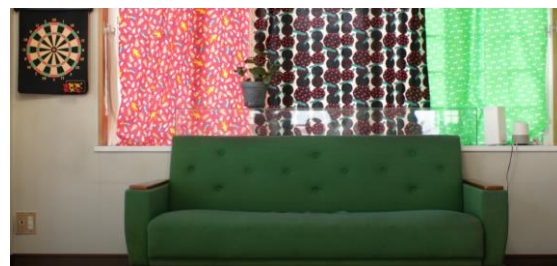
### ■ 子どもに生じた変化

#### 居場所での活動を通して、 不登校の改善、進学・就職への希望も

無気力でやりたいこともなかった不登校の子どもたちに、さまざまな体験の機会を提供することで、やりたいことが出てくるようになり、学校に楽しく通えるようになった。

また、中学生への学習支援により、高校への進学希望を持つようになったり、無気力だった子どもが就職に関心を持つようになった。

【umau.インタビューより】



(出所) umau. ウェブサイト ([umau.localinfo.jp](http://umau.localinfo.jp))

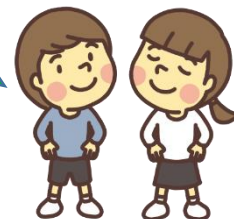
#### 自立を支えるスキルや姿勢の獲得

居場所の活動の中で、食事の準備を経験することで、野菜の切り方をはじめ、調理過程を一通り習得するようになっている。喧嘩が起きても、まずは自分たちで話し合いができるようになっており、子どもたち自身で物事を解決しようとする姿勢が見られるようになった。

【住吉隣保事業推進協会インタビューより】



(出所) 住吉隣保視察時写真  
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング撮影)



## 2. 生じた変化

### ■ 保護者に生じた変化の詳細



保護者  
の変化

- ゆとりができ、子どもとの関りが改善
- **途切れがちだった学校や行政機関と保護者との関係性が改善**
- 保護者自身のネットワーク強化に

**自殺念慮のあった保護者が生活を回復、  
親子ともに子ども食堂で友人を作るまでに**

子ども宅食で訪問した家庭に、自殺念慮を抱えていた保護者がいたが、食材提供や明るいスタッフの訪問により救われ、自殺を踏みとどまることができた。現在では、子ども食堂に食べに来ており、親子それぞれに友達ができた。

【Creerインタビューより】



(出所) Creer視察時写真  
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング撮影)

**居場所のスタッフの関りにより、親子関係が改善**

攻撃的な表現が多かった保護者が、スタッフの関りを通して、次第に子どもの話を聞けるようになるなど子どもへの接し方が変わり、親子関係が改善。当初、子どもは被害意識も強く、無気力で不登校であったが、親子関係の改善もあり、徐々に学校にも行けるようになった。

【umau.インタビューより】



## 2. 生じた変化

### ■ 保護者に生じた変化の詳細

#### 子どもとの関係のみならず、学校との関係性改善も

子どもが居場所に来ることで、子育てに悩み、仕事や生活に苦しんでいる保護者が自分の時間を作ることができ、ゆとりができるようになることで、子どもにも優しく接することができている。

また、居場所スタッフが、保護者と学校のコミュニケーションの橋渡しを担うことで、保護者による学校のイメージが良くなり、学校との関係が少しずつ改善している例も。

【Creerインタビューより】



(出所) Creer視察時写真  
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング撮影)

#### 親子が適度な距離感を保てたことで、 穏やかな生活と保護者の落ち着きへ

母親の暴言がひどく、逃げ込んできた子どもがいた。夏休み中、居場所を利用することで、子ども、母親それぞれにとって、適度な距離を保てたことで穏やかに過ごすことができた。母親はその後、居場所スタッフと信頼関係を築くことで、スタッフへ相談などもするようになり、徐々に落ち着いた。

【六踏園インタビューより】



(出所) 六踏園視察時写真  
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング撮影)



## 2. 生じた変化

### ■ 地域や支援者に生じた変化



地域・支  
援者の  
変化

- 支援を受けている側も（支援者として）誰かの役に立っている感覚が芽生える相互支援の拠点に。
- 多様性理解や、地域のボランティア活動などの拠点・居場所に。（新たな支援団体の開設のきっかけになったり、何かしたいけど、と二の足を踏んでいた地域の方がボランティアを開始できたりしている）
- 地域の若者（学生ボランティア）の学習・キャリア形成の機会に。

### ひとり親当事者でもあるスタッフ自身の コミュニケーション力もUP

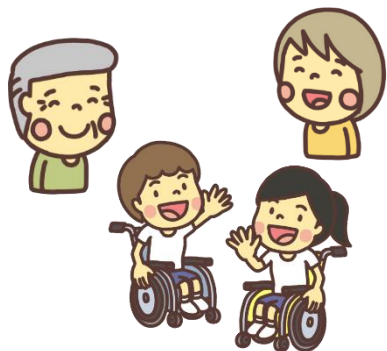


スタッフはひとり親当事者もいるが、よき理解者としての当事者という側面だけでなく、支援者としてもスキルアップをしている。具体的にはスタッフ間でも褒め合うことや良い点を拾い上げる声掛けができるよう意識し、スタッフのコミュニケーション力も向上している。なお、ひとり親家庭だけでなく、誰でも来てよい、と広報したところ、独身の方や認知症の方など、老若男女さまざまな人が訪れるように。地域の自治会にも認められるようになった。  
【umau.インタビューより】



## 2. 生じた変化

### ■ 地域や支援者に生じた変化



#### 参加者の多様性により、 地域全体のダイバーシティの推進にも効果

居場所で毎月1回以上開催している、コンサートや農業漁業体験などのイベントには、1日200人以上が参加しており、子どもや保護者、主催者、協力団体が、全ての人の多様性を理解し、思いやりを持って協力してイベントを楽しんでいる。

子ども第三の居場所には、子どもを囲み、地域の住民、農家、商店、障がいのある人、高齢者の方などが集い、つながりができ、お互いの話を聞いたり、趣味や特技を活かして一緒に活動するなどの効果が生まれている。

【Creerインタビューより】



(出所) Creer視察時写真  
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング撮影)



(出所) ストローム福祉会視察時写真  
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング撮影)



#### 子どもたちの居場所が、 支援者自身の居場所としても機能

長期休みになるたびにボランティアに来る大学生がいる。学生自身も家庭の環境があまりよくないこともあり、子どもの居場所が支援者本人の居場所となっている部分もある。

【ストローム福祉会インタビューより】



#### 地域への帰属意識、連帯感の芽生え



居場所でのボランティア活動を通じて、支援者にも連帯感や帰属意識が芽生え、支援者にとっての地域の居場所にもなっている。



【キリン子ども応援団インタビューより】 14

## 2. 生じた変化

### ■ 地域や支援者に生じた変化

#### 居場所の活動をきっかけに、 地域の活動、ネットワークの輪拡大へ

利用者のその後の就労支援なども見据え、地域の様々な団体と連携。多様な地域団体への拠点の貸し出しも行っており、拠点があることで、地域とのネットワーキング力の基盤になっている。

また、ボランティアに来ていた学生が新たな任意団体を作るなど、拠点でのつながりをきっかけに、拠点外での活動やネットワークの輪が広がっている。学生ボランティアにとっては、卒業論文の題材にしたり、就職活動を見据えて参加するなど、学習やキャリア形成の場にも。

【子ども村ホッとステーションインタビューより】



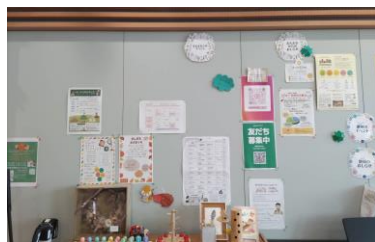
(出所) 子ども村ホッとステーション  
2022年度活動概要報告書



#### 新たな支援者の獲得につながり、 多様な活動の展開へ

母体の児童養護施設を知っており、「何か自分にできることは無いかと考えていたけれど方法が分からなかった」という人が、関わってくれるようになった。保護者が自分の得意なことを生かして様々なプログラムを提供してくれ、子どもたちは、スタッフだけでは用意できないような、多様で数多くの学びや遊びの機会を享受できている。

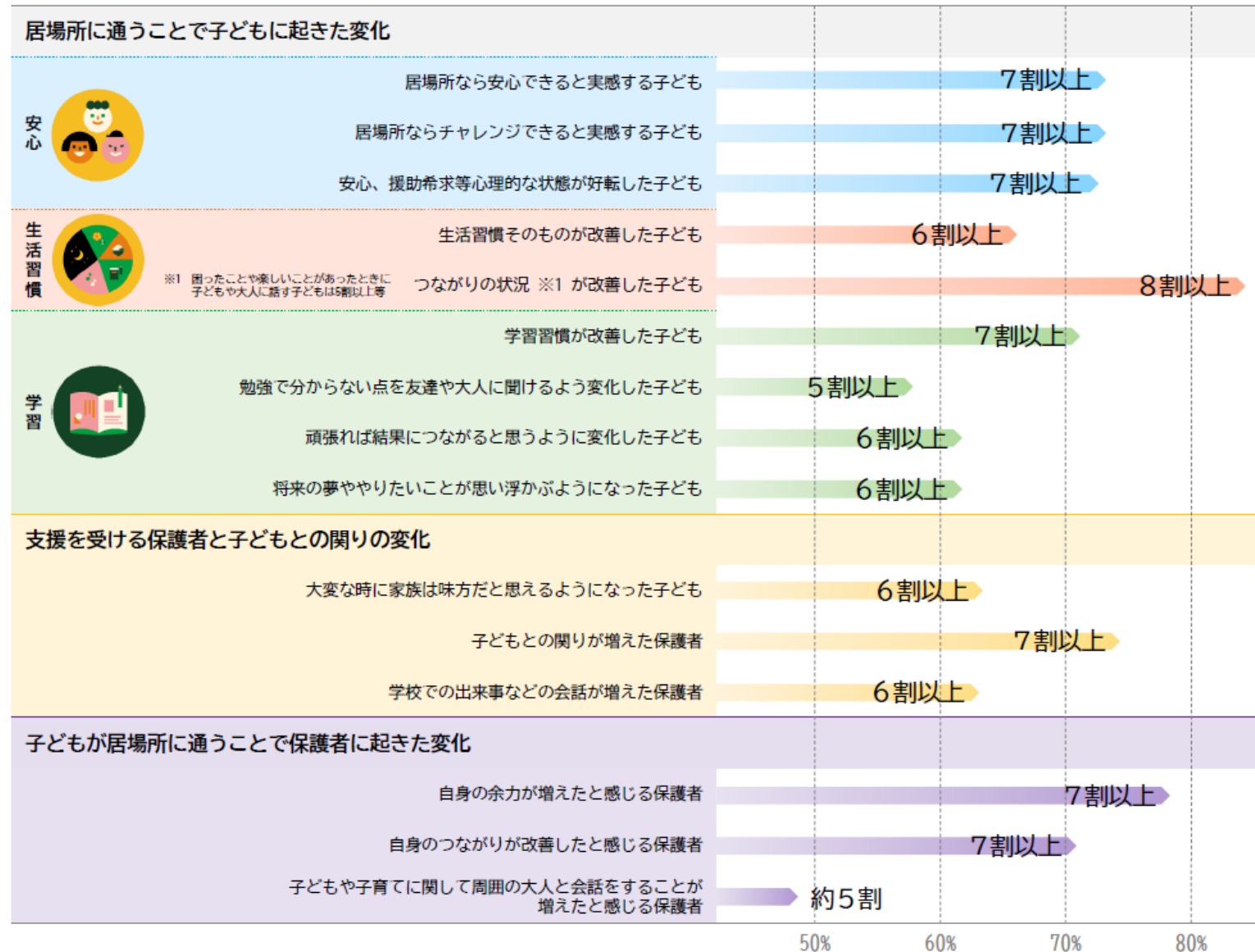
【六踏園インタビューより】



(出所) 六踏園視察時写真  
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング撮影)



## 【参考】ターゲットアプローチの居場所における子ども・保護者の変化





# 3 . 変化のキーになった ユニバーサルな居場所の支援内容

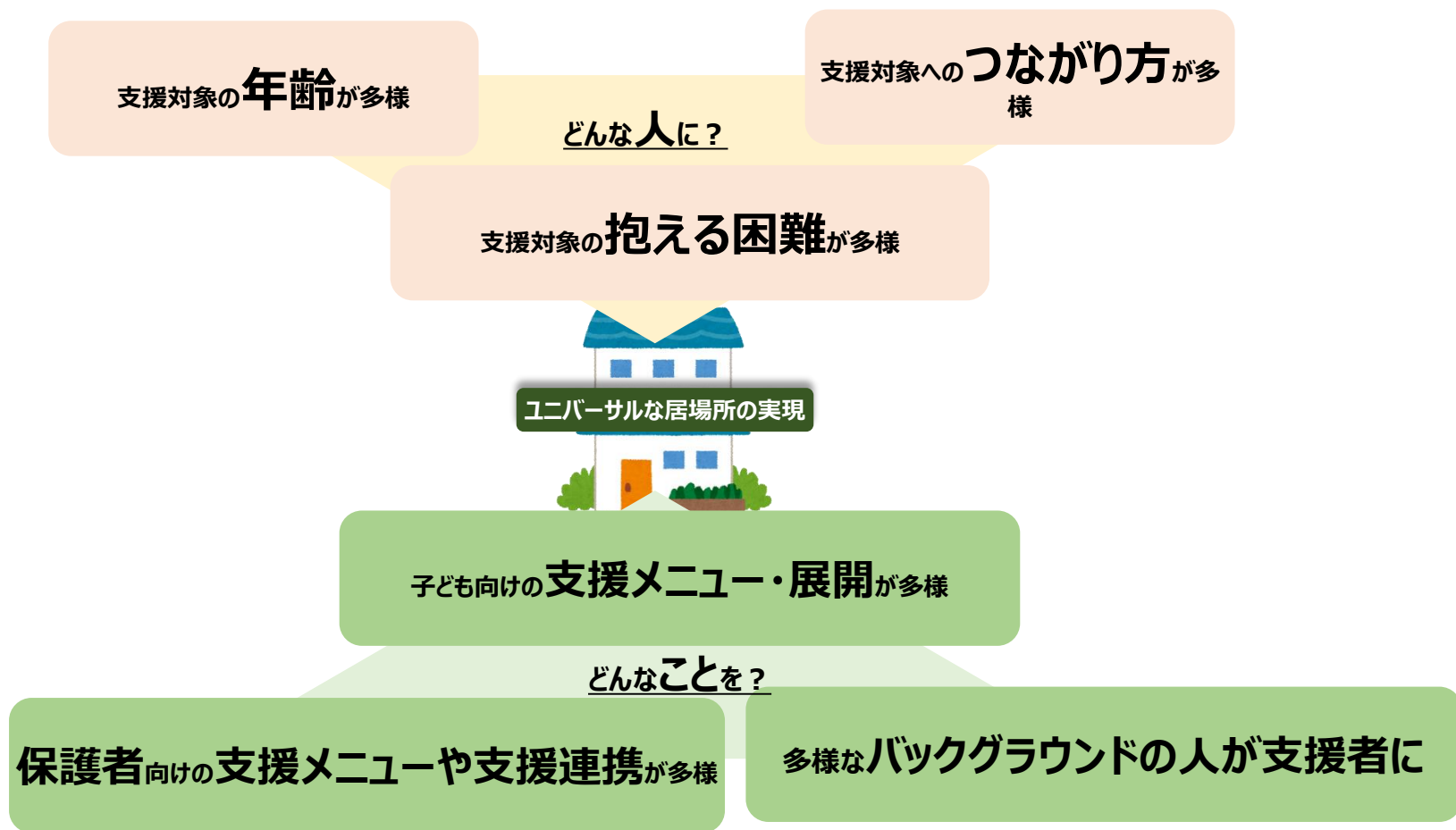
---



### 3. 変化のキーになった支援内容（全体像・再掲）

#### ■ ユニバーサルな居場所の**特徴的な支援**のポイント

— **多様な支援対象**と、その対象の多様で**変化するニーズ**に応じた支援提供・**支援連携**—



### 3. どんな人に支援をしているか

#### ■ 支援対象が多様

支援対象の**年齢**が多様

- **年齢制限がないためにきょうだい支援が可能に。**（きょうだい児のいる保護者へのサポート）
- **年齢で支援の終わりを区切らないため、長い期間の支援が可能。**学習以外の目的での中高生支援の貴重な場所に。
- **高校生の調理支援や就労機会を見据えた支援を行い、家庭からの自立もサポート**
- **学校という同質性の高い場や評価から離れられ、多様な年齢の人との関りから自尊心が高まる**
- **単なる異年齢交流だけでなく、異年齢での支え合いも（例えば、中高生が未就学児の遊びのきっかけづくりをする、ケアをする等）**

#### 学校などの同質性の高い場からの解放

日中（10時～14時）は多世代の場としているため、障害を持つ大人や高齢者、引きこもりがちな大人もいる。この居場所では、同世代からジャッジされる視線や家庭での「何で学校に行けないの？」と責められる視線を感じる必要がなく、安心してそこにいられる。高齢の方から「元気だね」とたわいもないことで褒められることも、子どもにとって嬉しい体験になっている。異年齢・多様な人が存在する場であるがゆえに、学校という場の同質性から逃れられ、そこに馴染めない子どもの居場所となっているのだろう。

【子ども村ホッとステーションインタビュー】



（出所）子ども村ホッとステーションウェブサイト



### 3. どんな人に支援をしているか

#### ■ 支援対象が多様

支援対象の抱える困難が多様

※各居場所に対するスティグマを防止するため、拠点名を匿名にしています

- ユニバーサルな居場所では、子ども自身や世帯としても、困難を抱えているケースが多い。
- 他方で、**既存の公的制度では**「グレーであること」や「支援の必要性を自身で理解しておらず申請していない」などにより、**十分カバーできていないケースも**。  
（実際行政から情報のあったケースのほとんどは既に顔見知り・支援済という団体も）
- また公的制度が支援しにくい理由や対象（勉強が苦手・嫌いで学校には安心して通いにくい、**他者に暴力・暴言をするなど**）でも**支援受け入れを拒まない居場所が多い**。

#### 抱えている困難の例（一部）

- 子ども：発達障害、学校を休みがち・不登校・ひきこもり、暴力、学習についていけない、外国ルーツ。他にもコミュニケーション能力、アンガーマネジメントに課題
- 世帯：貧困、ひとり親、ネグレクト（親の精神障害なども）

#### 学校関連の放課後の居場所には行きにくい子のための場

51名の児童生徒が利用しており、ほぼ全員何らかの支援が必要、という印象がある。学校にうまくなじめなかったり、通常の放課後児童クラブや放課後子ども教室には行きにくいと感じる子のための居場所となっている。

【A拠点インタビュー】



### 3. どんな人に支援をしているか

支援対象の**抱える困難**が多様

※各居場所に対するスティグマ防止のため、拠点名を匿名にしています

#### 困難を抱える子どもが 一歩外に踏み出すための足掛かりに

何らかの困難を抱えている子どもは、登録する子どもの1/3程度。車いす利用や、放課後デイサービスと併用したり、外国籍の子ども、親の暴力から逃げてくる子どももいたりする。例えば、外国籍の子どもは、まわりの子どもたちとコミュニケーションをとる中で日本語が上手になったり、この後、一歩外に踏み出すための場所として居場所を利用してきている。

【B拠点インタビュー】



(出所) 六路園視察時写真  
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング撮影)

#### 不登校の子どもが安心して過ごせる場

登録のある全ての子どもが、学校を休みがち、もしくは不登校であり、これに加え、いじめ被害や発達障害の診断・疑いなどを抱える子どももいる。行政の支援センターでは「勉強をさせられる」という意識がある中で、まずは居心地の良い環境を作ること、そして、子ども自身にとって活動に参加したくなる刺激や不足している経験（人との関り）を積む場に。中には文字を書くことに苦手意識を抱えている子ども、同じ服が続いてしまっている子どももあり、行政と連携しながら支援をしている。

【C拠点インタビュー】



#### 怒りをコントロールしにくい子どもも受け入れ、スキルを向上させる場

利用している子どもは困難児童がほとんど、という印象。コミュニケーション能力が高くなく、言いたいことが伝えられずに手が出てしまう児童、親の怒り方を真似して他児に怒ってしまう児童などがある。そういった子どもの受け入れを拒むのではなく、子どものやりたいことを否定せず、スタッフと子どもで対等な目線で一緒に活動するように心がけている。親子参加のプログラムでは子どもが自分の気持ちをプレゼン発表形式で人に伝える時間を設けている。

【D拠点インタビュー】



### 3. どのように支援を始めているか

支援対象へのつながり方が多様

- 大人（親同士の口コミ）だけでなく、子ども同士のコミュニティでの口コミやふらっと訪問からつながる。
- 行政機関との連携・要請でつながるケースも多数あり。
- 「困難」というスティグマを生まず、地域の子ども会などの延長といった位置付けにする事例もあり、これにより生きづらさが深刻になる前につながることができる可能性も。
- 子どもたちが被支援者、という立場だけでなく、役割を与えられることで気負いせず来ることができる。

#### 利用している友達についていき、ふらっと

拠点の窓から小学校が見えるほどの距離に居場所を設けられたこともあってか、学校帰りに利用していない子どもが利用している子どもと玄関のところまで来て、中の様子をじっくり見ている姿も。ふらっと立ち寄り関心を持った子どもには「お母さんに相談して、申込みをしてね」と声掛けをして利用につながることも。

【ふれあい福祉の会山びこへるぶインタビュー】



(出所) 山びこへるぶ提供資料

### 3. どのような支援が行われているか

#### ■ 子どもへの支援内容

子ども向けの支援メニュー・展開が多様

- 食事・学習支援を基本としつつも、団体によって調理支援や入浴支援、多様な体験機会など幅広い支援メニューがある。
- 宅食提供や不登校児の自宅訪問など、アウトリーチを行う団体も。
- 他の併設事業 から/へ つなぐことができおり、居場所での支援の枠に留まらず、切れ目なく支援が展開していく。
- 本人の自主性を尊重し、ふらっと気負いなく訪れることが出来る場であったり、ここに来れば何らかの手助けが得られる場という認識を与えている。

#### ストレスを感じ続けていた子どもが切り替えてチャレンジを再開できる場

文字を書いたり、時計の針をよんだりすることが難しい子どももいる中、「勉強をしなれば」というストレスからの解放され、自主的な活動参加の材料提供ができるよう、チャレンジタイムとして子ども自身がやりたいこと（買い物体験や調理経験）をサポートしている。

【NPO子どもサポート・みんなのおうちインタビュー】



### 3. どのような支援が行われているか

子ども向けの支援メニュー・展開が多様



(出所) umau. ウェブサイト  
([umau.localinfo.jp](http://umau.localinfo.jp))

#### 話を否定されない経験・関係性から、 実家のような切れにくい支援を

話を否定されない経験を得られる場とし、まずは本人の思いを受け止めることを大切にしている。恋愛、ゲームの話、もしくは変に聞こえるような話であっても否定しないことを意識している。そういった中で、学校の友達や先生には相談できなかった話も、無理に引き出すのではなく、自然と悩みとして打ち明けだすようになっていく。時には希死念慮のある子どもに24時間のSNS対応を行ったり、家まで迎えに行ったりも。

【umau.インタビュー】



#### いつふらっと来てもよい場所。 だけど、訪問がないときには「どうしてる？」のLINEを

法人では、子育て支援や障害者支援など、同じ建物で別の曜日には異なる居場所事業を行っている。子どもからすると、決まった曜日以外でもいつでも電気がついていて、だれかがいる、という印象があり、決まった日以外でもふらっと訪れてよい、という運用にしている。いわば駆け込み寺のようになっている。ふらっと来られる場であると同時に、訪問が2週間程度ない場合は公式LINEから「どうしてる？」やその子の好きな話題をきっかけに連絡を入れる。また、不登校の子で家から出られないケースでは家庭訪問も実施しており、アウトリーチも。

【子ども村ホッとステーションインタビュー】





### 3. どのような支援が行われているか

#### ■ 保護者への支援内容

保護者向けの支援メニューや支援連携が多様

- 行政機関や学校と関係性が切れやすいの保護者への食事や居場所、相談対応などの支援継続。（唯一のつながりになっているケースも）
- 保護者自身の抱える深刻な困難には専門団体につなぐ等の支援連携。（医療機関や心理カウンセリングを提供する機関、雇用など）
- 「今まさに預かってほしい」「今相談したい」という突発的なニーズに柔軟に対応する団体も。
- 団体が別に実施する、フードバンク等の保護者支援事業にうまくつなげる支援連携

#### 行政が苦手な保護者の唯一の頼れる存在に

行政よりも厳しいイメージが少ないので、行政がつながりにくい親でもコミュニケーションを継続することができていることも。例えば学校からの電話には出ない保護者だが、居場所へのお迎えの際にはスタッフとコミュニケーションを取ることができ、子どもへの関りも改善していている。さらに、保護者と居場所との関係性が良いことから、「保護者に伝えておいてほしい」と学校から頼まれることもある。

貧困などでない家庭でも、突発的な「お困りごと」が発生した（急病のため病院に行く必要がある、子どもの発熱、仕事で疲れているなど）ときに子どもを預かれる場は多くない。いまの居場所では、こういった「お困りごと」にも柔軟に対応できている。

【ふれあい福祉の会山びこへるポイントインタビュー】



### 3. どのような支援が行われているか

#### ■ 多様な支援者

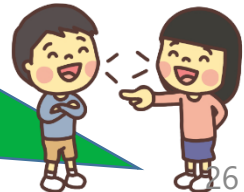
多様なバックグラウンドの人が支援者に

- 学生ボランティアや、障害をもつスタッフが働く様子を見て、子ども（障害をもつ子どもも含む）が将来の進路を意識するきっかけに
- 地域の保護者やひとり親当事者など、当事者感覚を持つ人ならではの、対等に向き合う支援
- 支援される側or支援する側ではなく、居場所利用をしていた中学生が低年齢児の支援をするボランティアとして活動する循環も
- 地域住民や保護者が自身の強み・ネットワークを活かした多様な体験機会を提供（地域リソースを最大限活用）

#### 「支援されている感」によって、嫌悪感を与えないように

ルールをつらないことを唯一のルールとする支援をしており、スタッフ側が決めつけでものを伝えず、スタッフも利用者もみんなが考え、対話することによって判断するようにしている。行政などに「支援する」つもりで関わられることに嫌悪感を持つ人もいるため、「支援」ではなくあくまで対等な立場で関わられることを大事にしており、お互いさまの実家のような関係を作りたいと思い、居場所を運営している。

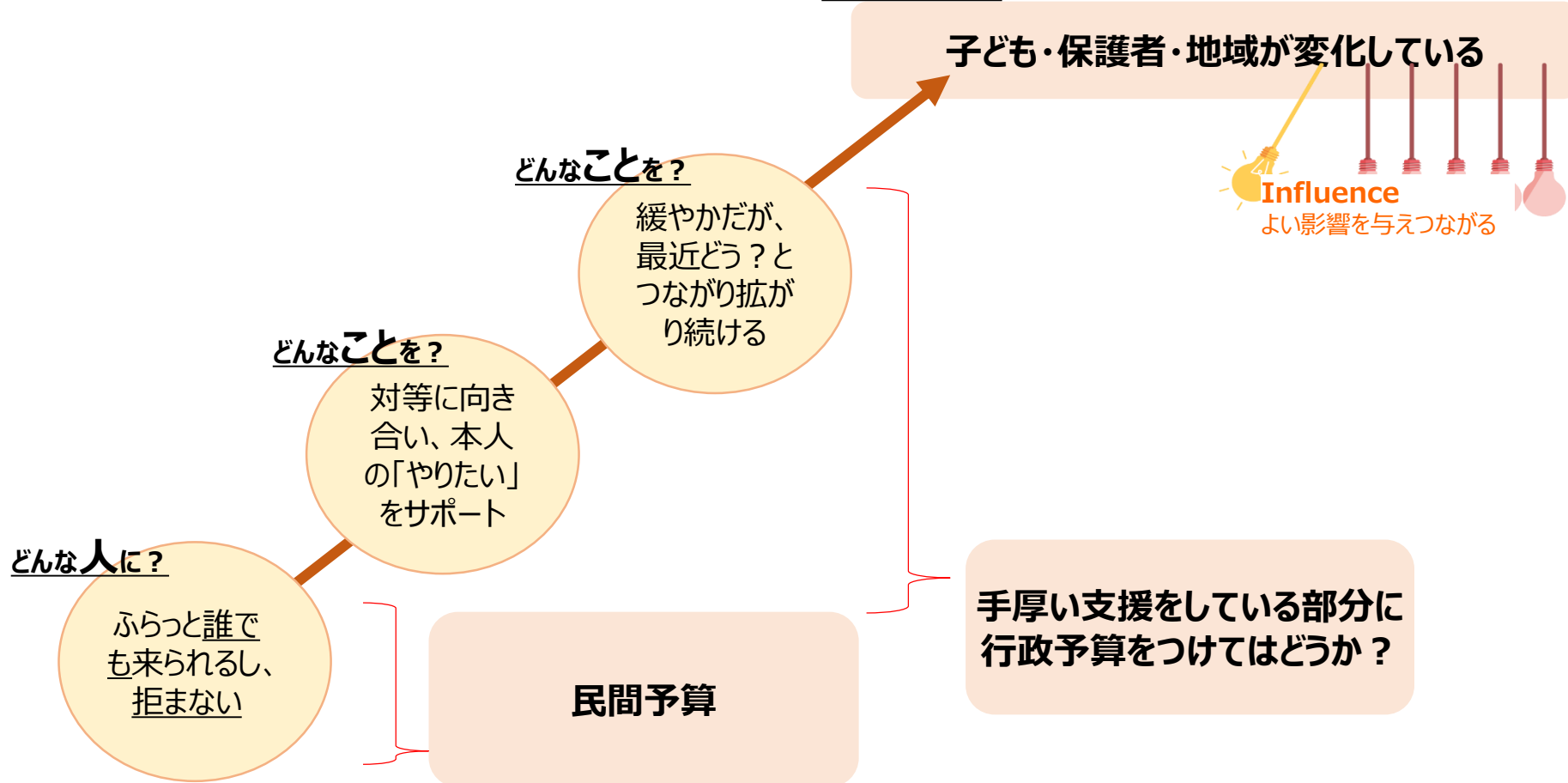
【umau.インタビュー】



### 3. 変化のキーになった支援内容のまとめ

- ユニバーサルな居場所の特徴ある支援によって、子どもも、保護者も、地域も変化する

その結果は？



日本財団の支援してきたユニバーサルな居場所では、小学生だけでなく、未就学児も、中高生も、障害者も、高齢者も、**多様な人が共存し、支え合う場**を実現しています

# 4 . 国の新規法定事業の動きと 自治体における**予算継続**のご提案

---



## 4. 国の新規法定事業の動き

### ■ 児童育成支援拠点事業について

- 学校や家以外の居場所を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供など、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業。特に**養育環境等の課題を抱える子どもを対象**とするもの。
- R6改正児童福祉法の法定事業であり、**市町村には利用勧奨および措置が義務化**されている。さらにR7には第3期子ども子育て支援計画に記載。
- **【開所日数・開所時間】**年間を通して週3日以上開所。平日は学校の授業終了後から18時、長期休暇期間は10時から18時の開所が必須。
- **【職員配置】**原則として、管理者及び支援者を置くこととし、1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士いずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は心理療法担当職員に該当する者を置くこととする。

#### 児童福祉法における規定

##### 第六条の三 【法定事業になりました！】

㊟**児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業（※第二種社会福祉事業として規定）**

##### 第二十一条の十八 【利用勧奨と措置が規定されました！】

市町村は、（中略）提供が必要であると認められる者について、当該者に必要な家庭支援事業（当該市町村が実施するものに限る。）の**利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援しなければならない**

市町村は、前項に規定する者が、同項の規定による勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、当該者について、**家庭支援事業による支援を提供することができる。**（※行政措置）

（出所）e-gov（児童福祉法） ※や下線、【】は三菱UFリサーチ&コンサルティングにより追記

#### 事業説明概要

**新規** 児童育成支援拠点事業 成育局 成育環境課

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和6年度予算案 2,074億円の内数（1,847億円の内数） ※1円は新年度当分の予算

##### 1 事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

##### 2 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭  
 ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学龄前以降の児童及びその保護者  
 ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、学校以外にも居場所のない主に学龄前以降の児童及びその保護者  
 ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報に基づき支援を行うことが適切であると判断した主に学龄前以降の児童及びその保護者

【事業内容】  
 ① 安全・安心な居場所の提供  
 ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）  
 ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）  
 ④ 食事の提供  
 ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、車中行事の体験や学校訪問等）  
 ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築  
 ⑦ 保護者への情報提供、相談支援  
 ⑧ 送迎支援（地域の実情に応じて実施）

【実施主体等】  
 【実施主体】市町村（市町村が認めたものに委託可） 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

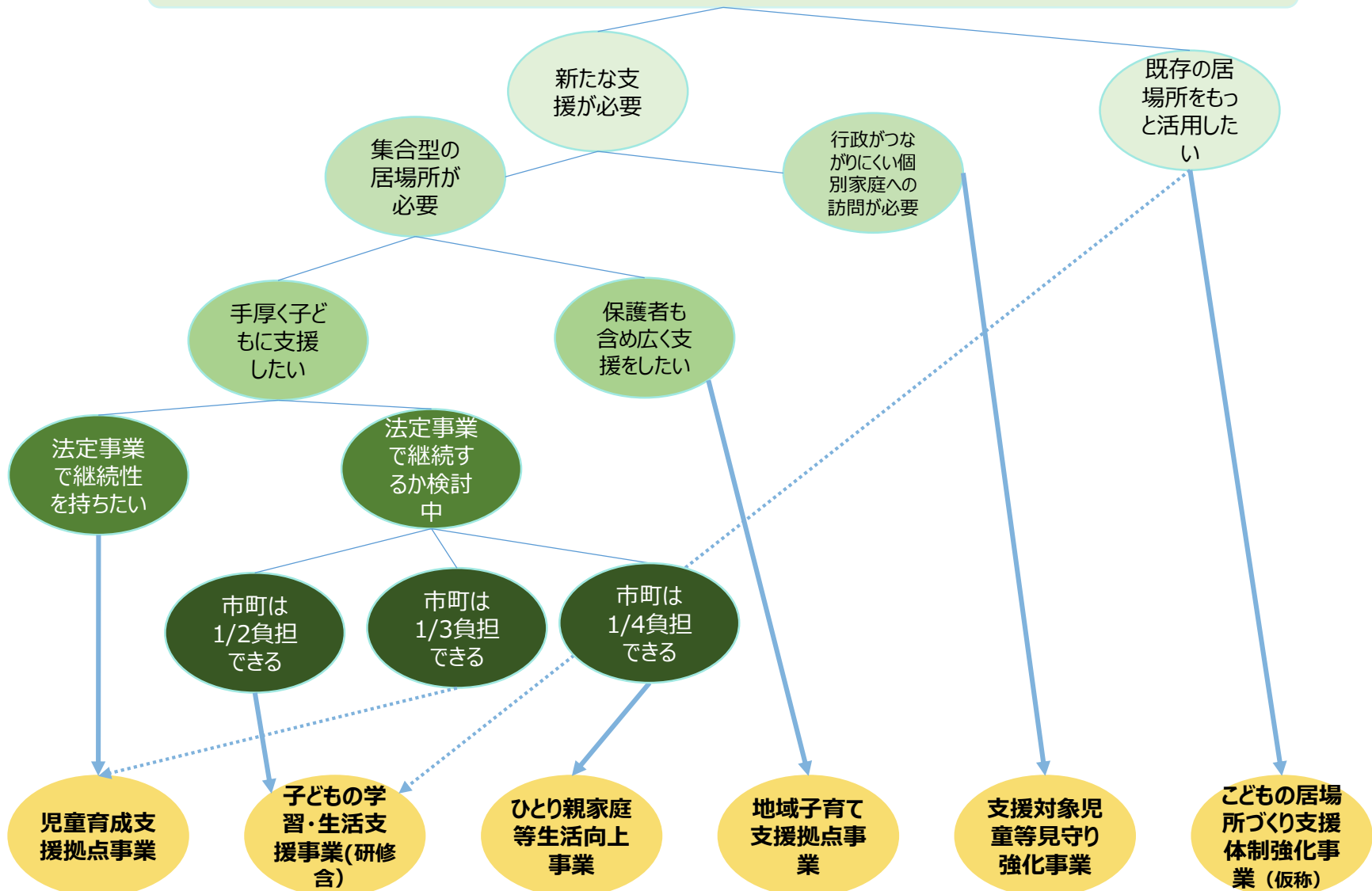
（出所）こども家庭庁提供（2024年1月）

## 4. 法定事業の予算以外の選択肢（例）

### ■ 自治体のニーズに応じた事業選びのポイント（フローイメージ）

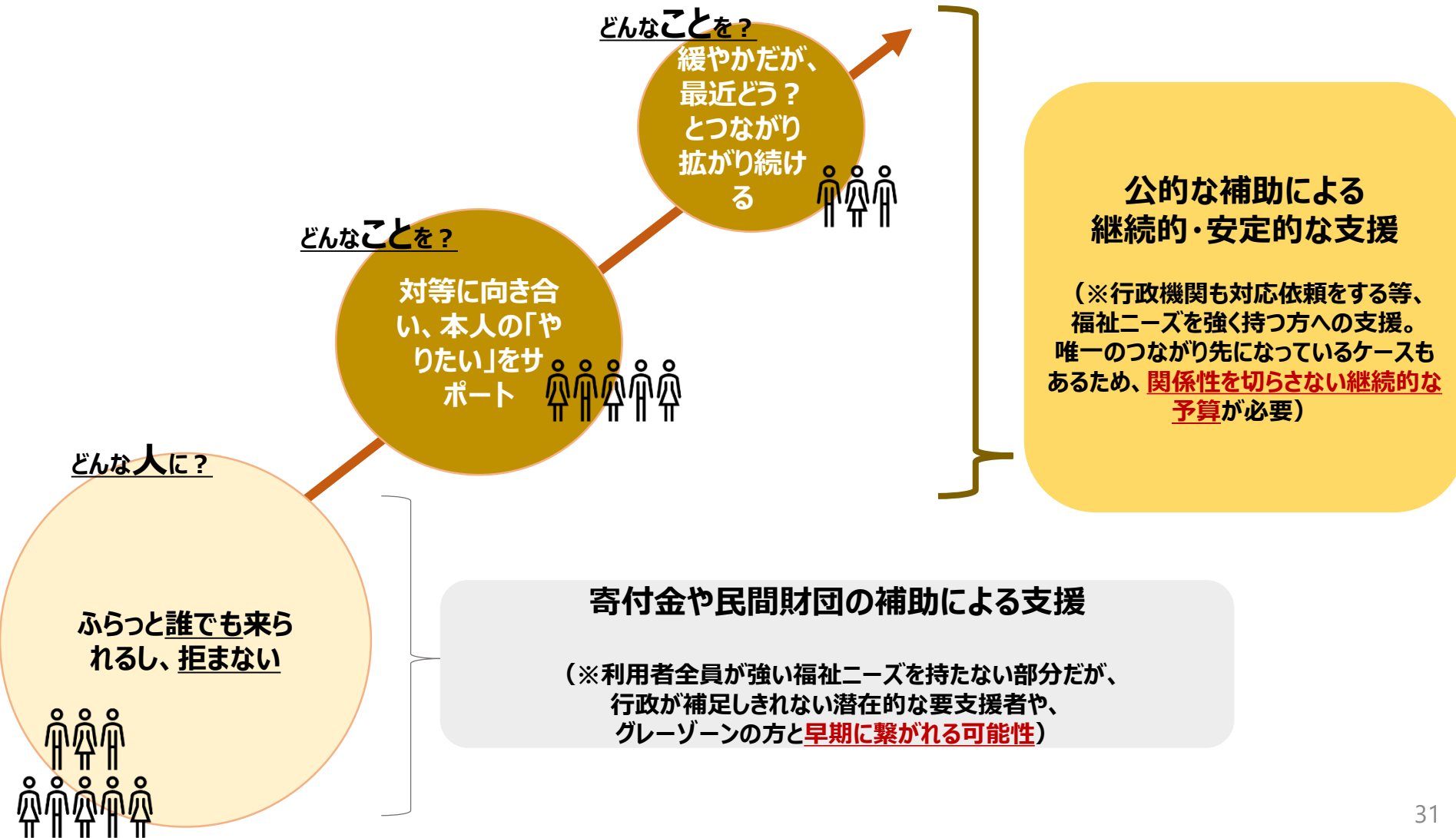
※2023年12月時点の情報です。事業に係る最新情報はこども家庭庁ホームページをご確認ください。

次期子ども子育て支援計画を見据えた貴自治体の考えは？



## 4. ユニバーサルな居場所の運営費用の官・民の分担（例）

- 公的な予算が強みを持つ部分と、民間予算（寄付金）が強みを持つ部分を上手くすみ分けることも検討



## 4. 「居場所」関連事業と新たな事業導入を検討する際のポイント

- こども基本法の制定を受け、**子どもの権利条約の4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を保障する取組**は既に自治体でも進んでいる。
- この中で、**公的支援が足りていない空白地帯・手薄な部分**はないか？

■：子どもの参加  
 関連条文：第15条、第12条

### 安心してつながる

公民館・コミュニティセンター

民間の塾や  
習い事など

児童館事業

フリースクール

放課後子供教室

プレーパーク事業

子ども  
食堂

放課後児童クラブ（学童）

### 学ぶ

公園など

特定世帯向けの  
学習支援事業

### 遊ぶ

■：育つ権利  
 関連条文：第28条、  
第13条

■：育つ権利  
 関連条文：第31条

ファミリーサポート事業

外国人世帯向けの  
言語支援事業

宅食

### 安全に生きる

フードパントリー等  
食品・生活必需品提供事業

保護者への  
就労・住居支援事業

■：生きる権利、守られる権利  
 関連条文：第6条、第19条、第24条、第27条

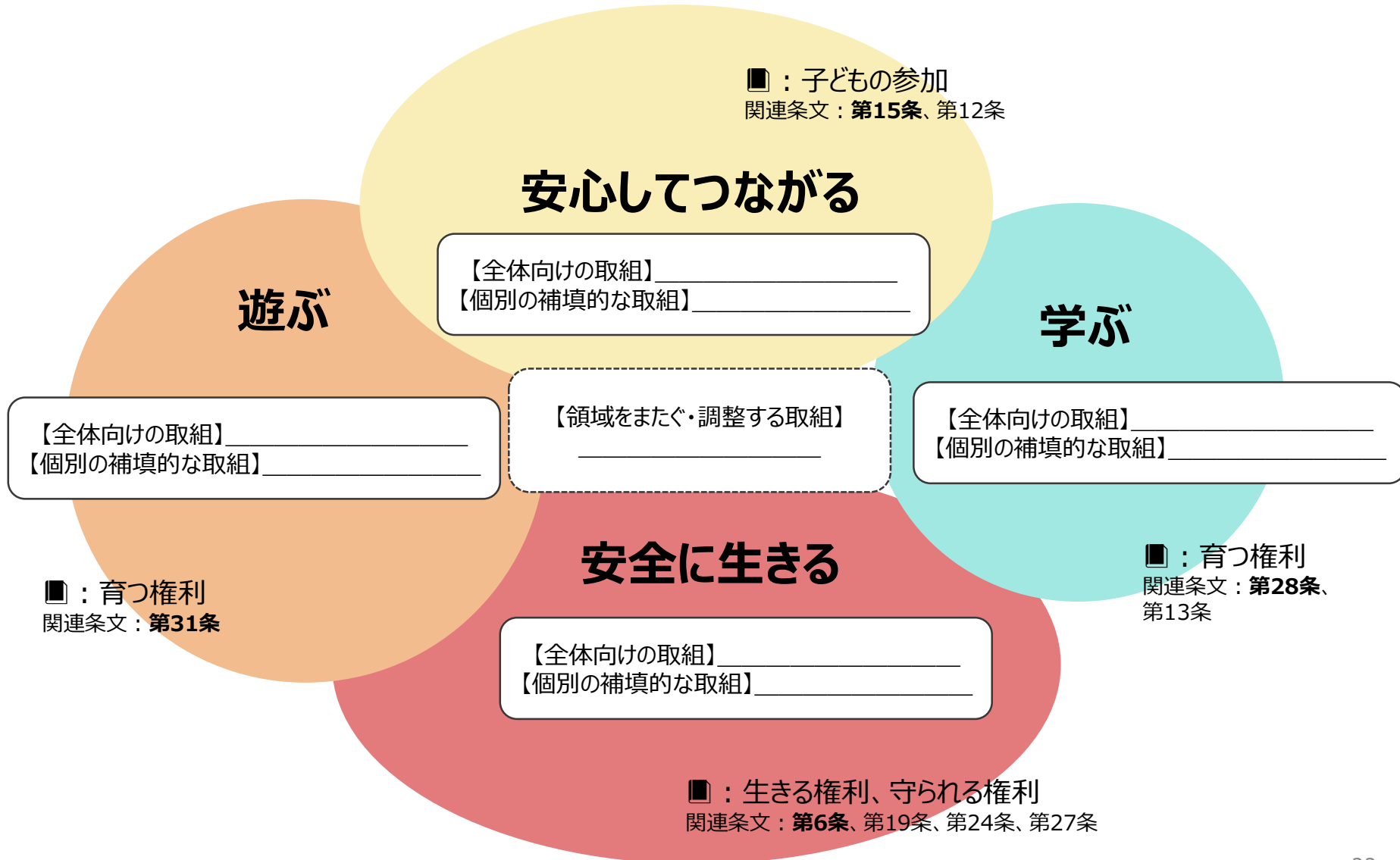
子ども家庭支援  
センターでの相談事業

一時保護所等



## 4. 貴自治体の状況を再整理してみる

- 貴自治体の「居場所」関連の取組を、こども基本法ベースで再整理してみよう



## 4. 国へのご提案

1

# 自治体の予算事業の取組状況一覧の公表

自治体ごとに子ども支援の濃度にばらつきがあり、

**自治体が国の予算事業に申請しない**ため、支援を開始できたNPO等が取組継続を出来ない状況にある。取組状況一覧を公表いただきたい。

→  
一覧公表のイメージ  
(左は未実施の自治体名の達成状況も明記。  
右は実施自治体名を一覧化するもの。)

事業実施状況（令和3年7月時点交付申請ベース）

単親委託加速化プランに基づく財政支援の採択について（概要）

① 令和3年度に単親委託加速化プランを策定した結果、74自治体（都道府県・指定都市・児童相談所設置市）中、39自治体を財政支援の対象として採択した。  
② 令和4年度にプランの再見直しを行い、未採択自治体も採択された結果、2自治体を追加で採択を行い、計41自治体が採択となった。  
③ 令和4年度末実施の3年度末実施率等を令和3年度末実施率と比較して3倍以上増加した自治体は  
④ 2自治体（2自治体）となっている。  
⑤ ④のうち令和3年度採択自治体

自治体名	令和3年度末（採択）		令和3年度末（未採択）		令和4年度末（採択）		令和4年度末（未採択）	
	単親委託	単親委託以外	単親委託	単親委託以外	単親委託	単親委託以外	単親委託	単親委託以外
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0

(出所) 厚生労働省ウェブサイト

2

# 見守り支援強化事業等の運用改善の徹底

国の交付要綱では、留意事項にて報告書類の負担軽減などを指示しているものの、自治体交付要綱では月1の報告や、運用での受取りの印鑑などが負担になっている部分もあり、運用改善を再度周知いただきたい。

3

# 児童育成支援拠点事業の質向上への支援

今後、児童育成支援拠点事業が全国で拡大し、量的に福祉ニーズを強く持つ子どもの居場所が増える一方、その居場所が子ども自身にとって安心でき、日常が改善するものになるには、質の担保が欠かせない。そのために、事業評価や好事例の共有を今後、行っていただきたい。

# Appendix 1 :ユニバーサルな居場所と親和性があると思われる国予算 (一覧)

予算軸	事業	予算枠	事業概要(要約)	対象	管轄	リンク
ひとり親家庭等関係	ひとり親家庭等生活向上事業	母子家庭等対策総合支援事業費補助金	ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談、生活習慣習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、こどもの生活の向上を図る。	ひとり親家庭、貧困家庭のこども	こども家庭庁 支援局	<a href="#">令和6年度こども家庭庁予算概算要求 (参考資料) p.56</a>
ひとり親家庭等関係	ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業	ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業	困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体(中間支援法人)の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。	ひとり親家庭をはじめ、要支援世帯のこども	こども家庭庁 支援局	<a href="#">令和6年度こども家庭庁予算概算要求 (参考資料) p.60</a>
地域のこども・子育て支援の推進	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子ども・子育て支援交付金	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。 相互援助活動の例：保育施設の開始前、終了後又は学校の放課等のこどもの預かり	子育て中の親子	こども家庭庁 成育局成育環境課	<a href="#">子育て援助活動支援事業、R6年度予算概算要求 p.7</a>
地域のこども・子育て支援の推進	地域子育て支援拠点事業	子ども・子育て支援交付金	一般型：公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の 子育て支援機能の充実を図る取組を実施。連携型：児童館等の児童福祉施設等様々な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施。	子育て中の親子	こども家庭庁 成育局成育環境課	<a href="#">地域子育て支援拠点事業、R6年度予算概算要求 p.6</a>
地域のこども・子育て支援の推進	児童育成支援拠点事業	子ども・子育て支援交付金	養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童を対象。児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えとともに児童や保護者への相談等を行う例)居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等(週3日以上)	環境に課題のある学齢期児童	こども家庭庁 成育局成育環境課	<a href="#">R6年度予算概算要求 p.12,18</a>
地域のこども・子育て支援の推進	親子関係形成支援事業	子ども・子育て支援交付金	親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等にに応じた支援を行う。例)講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関り方等を学ぶ(ペアレントトレーニング)等	要支援・要保護児童+保護者、特定妊婦	こども家庭庁 成育局成育環境課	<a href="#">資料 改正児童福祉法の施行について p.4, 9</a>
放課後児童クラブの受け皿整備の推進	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブの運営費)	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした放課後児童クラブの運営費を補助する。	小学校就学中のこども	こども家庭庁 成育局成育環境課	<a href="#">放課後児童健全育成事業、R6年度予算概算要求 p.1</a>
放課後児童クラブの受け皿整備の推進	放課後居場所緊急対策事業	保育対策総合支援事業費補助金	放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、塾・スポーツクラブ等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。	小学校就学中のこども	こども家庭庁 成育局成育環境課	<a href="#">R6年度予算概算要求 p.14</a>
放課後児童クラブの受け皿整備の推進	小規模多機能・放課後児童支援事業	保育対策総合支援事業費補助金	地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。	学齢期児童+親子支援組み合わせ	こども家庭庁 成育局成育環境課	<a href="#">R6年度予算概算要求 p.3</a>
こどもの居場所づくり支援の推進	こどもの居場所づくり支援体制強化事業	こども政策推進事業費補助金	各自治体における、居場所づくりに係る様々な広報啓発の取組に対して財政支援を行うとともに、NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法を検証するためのモデル事業	対象は広い(高校生・障害児者含む)	こども家庭庁 成育局成育環境課	<a href="#">R6年度予算概算要求 p.19</a>
生活困窮者自立支援	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮者自立支援制度	子どもの学習支援をはじめ、日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらして実施する。	生活保護世帯を含む生活困窮世帯のこども	厚生労働省 生活困窮者自立支援室	<a href="#">貧困の連鎖防止(子どもの学習・生活支援事業等)について</a>
虐待防止対策関係	支援対象児童等見守り強化事業	児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	①こども食堂やこどもへの宅食等を行う民間団体と連携して、食事の提供や学習支援等を通じた子どもの状況把握を行う。 ②クーポン・パウチャー等の活用による学習塾、習い事、子育て支援サービスなどの地域の多様な事業主体と連携した、要支援児童家庭の新たな見守り強化モデルの確立。	支援対象児童等	こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課	<a href="#">令和6年度概算要求(支援局虐待防止対策課) p.34</a>

# Appendix 2 :ユニバーサルな居場所で実際に利用していた予算事業

事業名称	予算金額	事業概要(予算事業を活用していた拠点)	対象	リンク	
WAMこどもの未来応援基金 未来応援ネットワーク事業	上限300万円	貧困状況にあるこどもに寄り添った活動を行っているNPO法人等に支援金の交付を行い、運営基盤の強化・掘り起こしを行うもの。(住吉隣保)	営利を目的としない法人・団体	WAM(独立行政法人福祉医療機構)	<a href="#">令和6年度未来応援ネットワーク事業</a>
大阪市ボランティア活動振興基金	居場所づくり支援25万円	大阪市内における福祉課題の解決のために取組んでいる福祉ボランティア活動への助成を通じて、ボランティア活動の振興及び活動団体の自立に向けた支援を目的に助成する。非営利であれば法人格は問わない。(住吉隣保)	大阪市内の福祉課題・地域課題の解決に取り組む非営利の活動団体	自治体独自	<a href="#">大阪市ボランティア活動振興基金</a>
大阪市留守家庭児童対策事業(放課後児童クラブ)	開所日数・児童数によって変動。350万円程度～	放課後、保護者に代わって児童の見守りを行う事業の実施者(放課後児童クラブ)に対して、事業実施にかかる経費の一部を補助するもの。(ストローム福祉会)	小学校児童(保護者が昼間家庭にいないもの)	自治体独自	<a href="#">大阪市留守家庭児童対策事業(放課後児童クラブ)</a>
コミュニティフリッジ	-	フードプレゼンター(個人、企業・商店など)から受け取った食料品・日用品を、特定の場所(無人運営)に保管し、そこで利用者が受け取ることができるサービス。利用登録をすることで、電子ロックを提供され、人目を気にせず利用できる。(キリンの家)	児童扶養手当、就学援助等を受給している親子(場所により違いあり)	一般社団法人北長瀬エリアマネジメントが全国ネットワークの取りまとめ	<a href="#">北長瀬コミュニティフリッジ みんなの公共冷蔵庫</a>
フリースクール事業費補助金	例えば千葉県では上限50万円	フリースクール等の施設の学習活動等の充実を図るため、民間施設設置者である事業者に対して、経費の一部を助成するもの。(キリンの家)	不登校児童	自治体独自 リンクは千葉市の例	<a href="#">千葉県:令和5年度フリースクール等民間施設事業費補助金交付について</a>
家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)	-	児童相談所との連携のもと、入所児童の早期家庭復帰、里親委託等を目的として相談・指導を行う。乳児院や児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に配置が義務づけられている。(六踏園)		国事業	<a href="#">参考資料「全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議」p.9が該当か</a>
地域子育て交流サロン事業補助金	開所日数・職員数によって変動 荒川区では500万円程度～	子育て中の親子に対して、身近な場所に集いの場を提供する等、地域の子育て支援の拠点となる地域子育て交流サロン事業を実施する。(子どもの村ホットステーション)	3歳程度までの乳幼児の子育て中の親子	自治体独自	<a href="#">荒川区地域子育て交流サロン事業補助金交付要綱</a>
地域型保育事業	基礎自治体を実施主体	保育所より少人数の単位で乳幼児を保育する事業。原則0歳から2歳が対象となる。市町村による認可事業(地域型保育事業)として、子ども・子育て支援制度に位置づけられている。(みんなのおうち)	0歳から2歳の乳幼児	国事業	<a href="#">よくわかる「子ども・子育て支援新制度」</a>
就労継続支援B型事業	人員配置・利用者数などによって変動	企業などでの一般就労等での雇用契約を結んで働くことが難しい人に対して、就労機会や訓練の場を提供する福祉サービス。雇用契約を結ばないため、作業に対して支払われるのは工賃となる。自治体ごとに補助金が設けられている場合もある。(ストローム福祉会)	一般企業に雇用されるのが困難な人、障害者基礎年金1級受給者等	国事業	<a href="#">就労支援事業会計の運用ガイドライン</a>
ホームスタート	-	乳幼児の育児をしている家庭に、研修を受けた地域の育児経験者がボランティアとして訪問する、アウトリーチ型の子育て支援である。専門職ではない当事者が行うため、保護者が気軽に話せることが特徴である。また、支援の対象とならないグレーゾーン家庭を対象にすることができる。地域子育て支援拠点事業や、利用者支援事業などの助成例あり。(豊島WAKUWAKU)	妊婦、もしくは乳幼児の育児家庭	(特非)ホームスタート・ジャパンが全国ネットワークの取りまとめ	<a href="#">地域の方で子育ての孤立を解消するホームスタート</a>
重層的支援体制整備事業	-	基礎自治体における関係者がつながりを持てる支援体制を構築することを目的とし、社会福祉法に位置付けられた事業である。基礎自治体が地域のつながりを活かし、支援していくことが目指される。関係者が参画し、支援会議を実施することで、情報共有を行う。(umau.)	自治体と自治体内の関係組織	国事業	<a href="#">重層的支援体制整備事業の実施について(実務編)</a>